

【よくある質問】 ※適宜更新します。

Q1 感染防止のために、あらかじめマスク、消毒液等の衛生用品を購入した場合の購入費用は、本補助の対象となるか。

A1 なりません。感染者の発生や濃厚接触者に対応してサービス提供を行った時点以降のかかり増し経費が補助対象となります。

Q2 かかり増し経費について、この制度の補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、本補助の対象となるか。

A2 他の補助金等の制度により補助等を受けている費用や障害福祉サービス等報酬で措置されているものについては、補助対象となりません。また、本補助金は、通常のサービス提供時等では想定されない経費に対する補助であるため、通常のサービス提供時に想定されるような費用、賃金等については対象となりません。

Q3 「その他利用者の居宅においてできる限りのサービス提供をした事業所」には、訪問による支援をせず、電話等による安否確認、相談援助 等のみを実施している事業所も含まれる（補助対象となる）のか

A3 利用者の居宅を訪問していない場合は、「かかり増し経費」には該当しません。

Q4 感染者が発生した事業所が既に支出した経費（衛生用品購入費、割増賃金・手当等）についても、補助対象となるか。

A4 対象経費の起算日は、感染者が発生した日以後となります。

Q5 「職員に係る割増賃金・手当」とは、具体的にどのようなものが想定されるのか。

A5 新型コロナウイルス感染症への対応がなければ発生しなかった手当（危険手当等）等が対象となります。

Q6 申請手続について、添付書類「申請に係る経費の積算根拠を確認することができる書類」とはどういったものか。

A6 領収書、レシート、納品書、ネット販売の注文確定画面、給与明細、手当明細等、経費を支出したことが分かる書類であること。（コピーを添付いただき原本は事業所保管）

Q7 同一事業所・施設において、複数回申請することはできるか。

A7 申請手続は法人で取りまとめて行うこととなります。サービスごとの年上限額の範囲内で、上半期・下半期の2回に分けて申請を受付けます。なお、下半期分の上限額は、年上限額から上半期交付額を引いた残額分の範囲内となりますので、上半期の申請で年上限額に達した場合は下半期に申請することはできません。